

令和 7 年度 第 10 回江津市農業委員会総会

日時：令和 8 年 1 月 21 日(水) 午前 9 時 30 分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規程による届出について  
報告 第2号 農地利用集積促進計画について
- 第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案 第3号 非農地証明について
- 第6 その他

○出席農業委員（10名）

- 1 番 佐々木英夫 2 番 田代和秋 3 番 二本木俊二 4 番 原田和徳
- 5 番 山本秀彦 6 番 田中克行 7 番 大村理之 9 番 深野政勝
- 10 番 山田博 11 番 藤井孝子

○出席推進委員（9名）

- 吉岐和功、野村耕平、本多昌平、盆子原温、
- 野田英夫、湯浅憲昭、井上清澄、崎谷靖徳、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和 7 年度、第 10 回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長の挨拶の後、議事進行をよろしく申し上げます。

会 長 今日は今年初めての総会となります。改めまして、今年もよろしく申し上げます。今朝からこの冬一番の大雪となり、ご参集の皆様にはご苦労いただき、ありがとうございました。さて、今年の初めから、島根県東部で震度 5 強という大きな地震があり、松江や安来では、多くの被害があったようです。幸いにも江津市は震度 3 程度で済み、被害の情報も聞こえないようなので安堵して

います。昨今、にわかに衆議院の解散が言われており、2月8日が投開票日に決まったようです。また、当市では、5月に市長・市議会議員の同時選挙も予定されているところです。加えて、私ども農業委員・農地利用最適化推進委員にとりましても7月には改選期を迎えます。何かと忙しい1年になりますが、7月までの残りの任務の期間においても全力で職務を遂行しようと思っておりますので、協力をよろしくお願い致します。先日15日には、愛媛県西条市の農業委員会から21名の委員の皆様が視察に来られましたので、田代副会長と大賀事務局長をはじめとして、事務局の皆さん及び農林水産課の堀江係長で対応いたしました。内容としましては、江津市の地域計画の策定とブラッシュアップの取組についての意見交換をしたところです。江津市は、地域計画の策定について先進事例として全国的に紹介をされていて、多くの視察受入れや農林水産課の担当者には先進事例発表を全国各地から多数の講演要請があるようです。先進地の農業委員会として、期待はずれの取組と言われられないように頑張っていかなければならないと思っております。今後とも皆様のご協力をお願い致します。それでは議事進行をさせていただきます。

会 長　それでは、ただいまより、令和7年度、第10回江津市農業委員会総会を開催いたします。本日は、和田委員、平野推進委員、仲津推進委員から欠席の連絡を受けています。出席委員は過半以上ですので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程より進行いたします。なお、発言の際は挙手の上、指名を受けてからお願いをいたします。

会 長　日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長　ご了解をいただきましたので、3番 二本木委員、4番 原田委員 を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願い致します。

農地法 第18条第6項の規程による届出

会 長　日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出1、2に

ついて」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出」です。番号 1 番及び 2 番です。農地は同一箇所なので一緒に報告させていただきます。農地の所在は、桜江町谷住郷●●●●番●、地目は田、面積は 1,209 m<sup>2</sup>、桜江町谷住郷●●●●番●、地目は田、面積は 1,254 m<sup>2</sup>、桜江町谷住郷●●●●番●、地目は田、面積は 1,304 m<sup>2</sup>です。1 番、2 番とも中間管理事業の合意解約の報告です。1 番は、●●●●●●へ借り受けた農地を担い手から異動し、2 番は、●●●●●●から所有者へ返還するという手続きです。農地を借りていた担い手が、●●●●●●●●●● ●●●● ●●●●さん、●●市●●町●●●●●●番地です。中間管理が、●●●●●●●●●●●●●●、●●県●●市●●町●●●●番地●です。地権者が●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。合意解約で、解約届出日、解約成立日、土地引渡時期は同日の令和 7 年 11 月 26 日です。以上です。

会 長 ただ今、事務局から報告がありましたがこの件について、ご質問等はありませんか。

[ なし ]

会 長 質問等が無いようでありますので、報告の通り、「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出 1、2 について」ご了承願います。

#### 農地法第 3 条第 1 項

会 長 次に、日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請」ですが、1 と 2 については諸般の事情がありまして、後から提起させていただきますので、3 についてを先に議題といたします。

#### 《 桜江町市山 》

会 長 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請」です。番号は 3 番です。農地の所在は、桜江町市山●●番●、地目は畑、面積は 396 m<sup>2</sup>、桜江町市山●●番●、地目は田、面積は 1,636 m<sup>2</sup>、桜江町市山●●番●、地目

は畑、面積は 323 m<sup>2</sup>、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は 1,004 m<sup>2</sup>、桜江町市山●●●番●、地目は田、面積は 1,200 m<sup>2</sup>、桜江町市山●●●番●、地目は田、面積は 618 m<sup>2</sup>です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●●区●●●丁目●●番●●号です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。状況としましては、譲渡人が遠隔地に居住しており、耕作の見込みが無く、加えて、譲受人が経営農地を拡大するためです。対価は 10a あたり ●●●●円です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2 番委員 位置図の 3 頁をご覧ください。この場所は桜江町市山の●●という地域に位置します。桜江町市山地区の県道桜江金城線から市道市山長谷線に入り、道なりに進むと約●●●m 先に●●●●があり、付近に●●に架かる、●●●●があります。その先に分岐があり本谷方面へ約●●●m 進んだ箇所が申請地です。譲渡人の●●さんですが、自宅が譲受人の●●●●さんの隣に家です。一昨年に母親が亡くなって以降、空き家になっています。田ですが、市山●●番●、●●●番●、●●●番●は以前から、●●●●さんが借りて耕作しています。●●●番●と●●番●と●●番●は譲渡人の親の●●●●さんが耕作をしていましたが亡くなられたため、不作付け地になっています。今回、●●●●さんの息子さんが、家屋を取得するようで、●●●●さんと一緒に申請地で耕作をすると聞いており、問題無いと思われれます。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 3」については、可決されました。

農地法第 5 条第 1 項

《 嘉久志町 》

会 長 次に、日程第 4、議案第 2 号「農地法第 5 条 1 項の規定による許可申請の

1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第 2 号「農地法第 5 条 1 項の規定による許可申請の 1 について」です。1 番です。農地の所在は、嘉久志町●●●●番●、地目は畑、面積は 122 m<sup>2</sup>です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●●●町●●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●市●●●●町●●●●番地●です。転用目的は、宅地として使用です。状況は購入予定の居住地が右側にありまして、申請地は隣接している農地で、宅地を拡張するということでした。対価は、10a あたり●●●●●円、工期は許可日から令和 8 年 4 月末日までです。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 位置図 4 頁です。右上から左下に通っているのが国道 9 号線です。国道沿いの●●●●の●●●●●●●●の西側に新川があり●●●●に、車が離合できないような細い道が●●●●に向けてあります。その道に入り、約●●m 進むと、小さい橋がありまして、この橋を●●へ曲がってあとは民家の間を歩いて進んだ箇所が申請地です。進入路が私有地か公道か判らなかったため、新川の●●から現地確認を致しました。現地は、一部に野菜が作付けてある感じですが、周囲はほとんど耕作している様子はなかったです。年に 1 回か 2 回は草を刈ってあり、管理されているようでした。周囲は民家でして、申請地が宅地として使われることがあっても、周りの耕作には影響がないものと思われまます。ご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 他に質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 5 条 1 項の規定による許可申請の 1 について」については、可決されました。

《 渡津町 》

会 長 次に、日程第5、議案第3号「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第3号「非農地証明交付申請について」です。1番です。農地の所在は、渡津町●●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は256㎡です。申請者は●●●●さん、●●県●●市●●●●丁目●●●番地の●●です。非農地証明の事由は、現況が原野となっており、実情に合わせて地目変更の登記を行うための申請です。所有者の祖父の代から物置等を設置して庭として使っていたという経緯があるため、顛末書が付されています。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。

1番委員 位置図5頁及び6頁です。1月14日午後3時に野村推進委員と2人で現地を確認しました。地図では浅利町と表示がある手前で、国道9号線沿いの●●●●があります。●●を通過し、●●●に沿って、市道●●●●線から現地へ行く道と市道●●●●線の間で、私のように地区外から来ると非常に判りにくい場所でした。野村推進委員に案内してもらって現地確認できました。野村推進委員に聞き取りをしていただいたところ、所有者の家が申請の農地に隣接しており、現在は●●●県にお住まいで空き家になっているとのことでした。申請地は、6頁の写真にあるように、家の裏手にあり、台帳地目は畑ですが、現況は宅地の一部となっています。物置小屋や、庭として池や灯籠などが設置してありますが、全体的に荒廃しています。顛末書に記載されている通り、60数年前から未許可で物置、庭として一帯を利用して現在に至っており、売却の話が出たため確認したところ、農地であることが判明したので、地目変更の登記を行うための申請を行ったとのことでした。現地踏査の結果、農地法第2条第1項に該当する再生利用が困難な農地と判断できるため、非農地である証明を行うことに問題は無いと考えます。ご審議をよろしく申し上げます。

会 長 それでは続いて、野村推進委員から調査結果の報告等をお願いします。

野村推進委員 報告します。14日に佐々木会長と現地を確認しました。今、詳しく説明されたとおりです。写真の右下の母屋の裏が対象地で、周囲はフェンス

で囲われていました。写真に確認できるように、小さな小屋や池が作っており、灯籠など設置されています。以前は、申請者の母親が一人で住んでおられて家庭菜園での耕作箇所が一部あったようですが、約2年前から施設に入られたとのことで、農地も荒廃したようです。この度、家も含めて不動産会社に管理を依頼し、売却するということでした。以上です。

会 長 　　ただ今、事務局の説明とお二方の調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　　挙手全員と認めます。よって、「非農地証明交付申請 1 について」は、承認することに決しました。

《 和木町 》

会 長 　　次に、議案第 3 号「非農地証明交付申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員と野村推進委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 　　2 番です。農地の所在は、和木町●●●●番●です。登記は畑、現況は雑種地、面積は 411 m<sup>2</sup>です。申請者は●●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。非農地の理由としましては、●●●●●●●●●●という土地区画整理区域内で、登記地目は畑ですが、現況は宅地のように区画を整地され、原野化しているために現況にあわせて登記を行うという事です。以上です。

会 長 　　それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 　　位置図 7 頁及び写真 8 頁です。1 月 16 日の午前 10 時に野村推進委員と現地で待ち合わせをしまして確認しました。場所は地図の 7 頁をごらんください。上部に記載の道が産業道路です。南側に JR 山陰本線があり、東側が嘉久志町で、西側は都野津町です。和木町の●●●●●●●●●●区域、この中に申請地があります。記載の産業道路の右上から●●●●●●●●●●と書いてある区域に入ると、●●●●●●●●●●「●●●●●●●●●●」の●●●●●●●●●●等があります。近接の交差点を●●し、約●●m 進んだ左側に申請地があります。8 頁の写

真の上と下に写真が2枚あるのですが、現地を野村推進委員と一緒に確認しましたが、地図上の赤線で指定している区域の一部は●●●●●●さんの駐車場なので、この写真で示した位置は、申請地と申請地以外の駐車場が入っています。注意してご覧ください。現地でも確認したのですが、どこが境界がよく判らないようでした。いずれにしても現況は写真のような状態であり、草刈りをして管理していると思われます。背の高い草は生えていません。事務局から説明があったように、農地だった土地を宅地にするために区画整理を行った場所ですので、現在は、原野、雑種地となっており、非農地として承認することに問題はないと思います。以上です。

会 長 それでは続いて、野村推進委員から調査結果の報告等をお願いします。

野村推進委員 報告します。16日に原田委員と現地確認を行ないました。詳しく原田委員から説明があったとおりです。特に私から付け加えることはありません。以上です。

会 長 ただ今、事務局の説明とお二方の調査結果の報告がありましたが、この件について、ご質問等はありませんか。

湯浅推進委員 事務局に確認したいのですが、申請の地番と地図の地番が違います。●●●●番と●●●●番のどちらが正しいのでしょうか。

事務局 ●●●●番が正しいです。地図の記載が間違っています。申し訳ないです。

湯浅推進委員 ●●●●番ですね。承知しました。

階本推進委員 すみません。まったく関係ないことをお聞きしますが、渡津地区と和木地区は、ずいぶん距離が離れていますが、野村推進委員さんはこのように、かなり広範囲に亘っての担当をしているのですか。

野村推進委員 多少広範囲ですが、担当しています。

階本推進委員 はい、わかりました。

会 長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

会 長 質問等が無いようでありますので採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明交付申請2について」は、承認することに決しました。

《 和木町 》

会 長 次に、議案第3号「非農地証明交付申請の承認の3について」を議題いたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員と野村推進委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 3番です。農地の所在は、和木町●●●番●、登記は畑、現況は宅地、面積は199㎡です。先月申請があった件で持ち越しとなっていた案件です。申請者は●●●●さんの相続代表人で●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。土地区画整理区域内の畑でして現況にあわせて登記を行うための非農地証明の申請です。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番委員 位置図9頁及び10頁です。同じく1月16日に、野村推進委員と一緒に現地確認しました。先ほどの2番の箇所を確認して、続けて3番の申請地に向かいました。場所は、先月に転用承認された場所の隣接です。位置図の右上から左下に通っているのが国道9号線で、道路沿いに●●●●●●●●と●●●●●●●●があります。その交差点を南側に進むと●●●●●●や●●●●●●がある方面です。約●●●m進み●●して●●●m進むと申請地に辿り着きます。事務局の説明がありましたように、農地であった区域を区画整理事業で宅地造成した場所です。左上の写真で、2筆記載がありますが、一つの区画に2筆が存在している形状です。●●●番●●が先月に転用許可の承認を受けた土地で隣接の●●●番●が今回の申請地です。先月も説明いたしましたが、宅地として管理している様子で、年に何回か草刈りを行っており、背の高い草や雑木はほとんど生えていません。以上です。

会 長 それでは続いて、野村推進委員から調査結果の報告をお願いします。

野村推進委員 先月隣接した土地を調査しました。状況がかわっているかどうか確認するために、原田委員と16日に再度確認しました。特に先月とかわった箇所ありませんでしたので、申請どおりでございます。以上です。

会 長 ただ今、事務局の説明とお二方の調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明交付申請 3 について」については、承認することに決しました。

《 桜江町市山 》

会 長 次に、議案第 3 号「非農地証明交付申請の 4 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員と井上推進委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 4 番です。農地の所在は、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は 449 m<sup>2</sup>、桜江町市山●●●番●、地目は田、面積は登記の変更があり 424 m<sup>2</sup>となっていますので訂正お願いします。桜江町市山●●●番●●、地目は畑、面積は 172 m<sup>2</sup>です。申請者は●●●●さん、●●市●●●区●●●丁目●●番地●●号です。状況は、先述の 3 条許可申請で審議を行った農地に隣接する土地ですが、荒廃している農地について非農地証明の取得を行い、地目変更してから所有権移転との事でした。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2 番委員 位置図 11 頁及び 12 頁です。16 日に井上推進委員と一緒に現場を確認しました。場所ですが、先ほど 3 条の 3 と同じ場所です。所有者の●●●●さん、こちらも先ほど 3 条の 3 の譲渡人と同一です。先ほどの 3 条の 3 と同様に所有権移転を行うにあたり荒廃して農地としての利用ができないことから●●●番●と●●●番●●と●●●番●は地目変更して、権利移転を行うようです。●●●番●は傾斜地で雑草が生えていました。●●●番●●と●●●番●は幹径 30cm くらいの立木がある状態です。非農地の条件に合致していると思いますのでご審議をお願いいたします。

会 長 それでは続いて、井上推進委員から調査結果の報告をお願いします。

井上推進委員 16 日の午後に田代委員と申請地を確認に行きました。先ほど田代委員が説明したとおりで追加事項は他にありません。よろしく申し上げます。

会 長 ただ今、事務局の説明とお二方の調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

会 長 他に質問ございませんか。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決する



ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1」については、可決されました。

《 後地町 》

会 長 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 2 番です。農地の所在は、後地町●●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は 2,038 m<sup>2</sup>です。譲渡人は●●●●さん、●●府●●●市●●●丁目●●番●●号です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。状況としましては、譲渡人は遠隔地に居住しており、帰郷や耕作する見込みがないことに加えて、隣接の農地を所有している譲受人が一体的に活用するために取得、所有権移転を行うという事です。対価は 10a あたり●●●円です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11 番委員 位置図の 2 頁をご覧ください。中央から左下に通っている道が国道 9 号線です。尾浜交差点から●●●●●●に方面に約●●●m 進んだ●●で、道路沿いの●●●●の農地です。耕作はされておられません。2 年前に、隣接の農地を譲受人の●●さんが取得しています。横並びの農地ということで譲り受けて整備をし、果樹を植え付けると聞いております。よろしく申し上げます。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

事務局 追加ですが、先日現地の確認をしたところ、自己所有農地と一緒に全体の半分くらいの箇所草刈りを実施中でした。草刈り終了後に柿等を植栽する予定だと聞いております。以上です。

会 長 皆さんほかにご質問等はありませんか。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2」については、可決されました。

その他

会 長 次に、日程第 5、その他の総会に諮るべき事案について、事務局からなにかございますか。

事務局 承認を受けるとことではないですが、今月と来月が、農業者年金の加入推進の強化月間となっておりますので、皆様の情報等ございましたら、積極的に報告していただきますようお願いいたします。また、担当区域に新規の担い手がおられる場合は、積極的に加入推進のアプローチをお願いいたします。以上です。

会 長 その他について、皆さんからなにかございますか。よろしいでしょうか。

[ 「なし」 ]

会 長 それでは、以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和 7 年度、第 10 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回開催は、2 月 20 日金曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。よろしくようお願いいたします。

[ 閉会 午前 10 時 21 分 ]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員